群馬県公安委員会告示第　４３　号

警備業法の一部を改正する法律（平成１６年法律第５０号）附則第５条及び警備員等の検定等に関する規則（平成１７年国家公安委員会規則第２０号。以下「検定規則」という。）附則第７条第１項の規定による審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和８年１０月２９日

群馬県公安委員会委員長　　入内島　一崇

１　検定合格者審査に係る警備業務の種別及び級、受験定員、実施期日、時間、場所

警備業務の種別及び級	受験定員	実施期日	時　　間	場　　所
施設警備業務１級 施設警備業務２級	併せて10名	令和9年 3月2日(火)	午後1時から 午後5時15分までの間 [受付] 午後1時から 午後1時20分までの間	群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部5階 大会議室
交通誘導警備業務１級 交通誘導警備業務２級	併せて10名			
貴重品運搬警備業務１級 貴重品運搬警備業務２級	併せて10名			

２　検定合格者審査の受験資格

(1)　施設警備業務１級の検定合格者審査

検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和６１年国家公安委員会規則第５号。以下「旧規則」という。）第１条第１項の表に規定する検定（以下「旧検定」という。）の常駐警備業務に係る１級検定に合格した者

(2)　施設警備業務２級の検定合格者審査

旧検定の常駐警備業務に係る１級又は２級検定に合格した者

(3)　交通誘導警備業務１級の検定合格者審査

旧検定の交通誘導警備業務に係る１級検定に合格した者

(4)　交通誘導警備業務２級の検定合格者審査

旧検定の交通誘導警備業務に係る１級又は２級検定に合格した者

(5)　貴重品運搬警備業務１級の検定合格者審査

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る１級検定に合格した者

(6)　貴重品運搬警備業務２級の検定合格者審査

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る１級又は２級検定に合格した者

３　検定合格者審査の対象者

上記２の受験資格を有する者のうち、下記(1)～(3)のいずれかの条件を満たす者について実施する。

(1)　住所地が群馬県内にある者

(2)　警備員であって所属する営業所の所在地が群馬県内にある者

(3)　群馬県公安委員会から旧検定に係る合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者

注）　次の者については、学科試験及び実技試験の全部を免除するため、対象者から除く。

ア　旧検定に合格した警備員であって、検定規則施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して１年以上である者

イ　旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第１２条第１項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して１年以上である者

4　検定合格者審査の方法

検定合格者審査は、学科試験及び実技試験により判定することによって行う。

初めに学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1)　１級の検定合格者審査

ア　学科試験（１０問）

(ｱ)　警備業務に関する基本的な事項

(ｲ)　法令に関すること。

(ｳ)　警備業務の実施に関すること。

(ｴ)　警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ　実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

（徒手の護身術の基本動作を２種目実施する。）

(2)　２級の検定合格者審査

ア　学科試験（１０問）

(ｱ)　警備業務に関する基本的な事項

(ｲ)　法令に関すること。

(ｳ)　警備業務の実施に関すること。

(ｴ)　警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ　実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

（徒手の護身術の基本動作を１種目実施する。）

5　検定合格者審査の事前申込み要領

受験希望者本人が、審査申請に先立ち必ず事前申込みを行うこと。

審査の事前申込みは専用電話による受付のみとし、先着順により確定する。

一通話につき１人の受付とする。

なお、ｅ－Ｇｏｖ電子申請により審査申請を行う場合であっても、電話による事前申込みを行うこと。

(1)　事前申込みの受付期間

令和８年１２月１０日（木）及び同年１２月１１日（金）

両日とも午前９時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時までの間を除く。）

(2)　受付専用電話

０２７－２２３－７８６６

（本電話による質疑等は受け付けないので、検定合格者審査に関する質疑等はあらかじめ群馬県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等第一係　電話０２７－２４３－０１１０（内線３０４３）に問い合わせること。）

6　検定合格者審査の申請手続に関する事項

(1)　申請期間

令和９年１月１８日（月）から同年１月２２日（金）までの間
各日とも午前９時から午後４時までの間（ただし、正午から午後１時までの間を除く。）

(2)　申請場所

ア　群馬県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

(ｱ)　群馬県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署の生活安全課

(ｲ)　群馬県内の営業所に所属する警備員は、所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

注1)　(ｱ)、(ｲ)の両方に該当する者は、(ｱ)、(ｲ)いずれかの警察署の生活安全課

注2)　(ｱ)、(ｲ)のいずれにも該当しない者は、旧合格証の交付を受けた警察署の生活安全課

イ　他都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

(ｱ)　群馬県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署の生活安全課

(ｲ)　群馬県内の営業所に所属する警備員は、所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

注1)　(ｱ)、(ｲ)の両方に該当する者は、(ｱ)、(ｲ)いずれかの警察署の生活安全課

(3)　提出書類

ア　審査申請書　１通

イ　写真　１枚

（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ３．０センチメートル、横の長さ２．４センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

ウ　受験しようとする検定合格者審査の種別・級に係る旧合格証の写し

エ　次に掲げる者の区分に応じた書面

(ｱ)　群馬県内に住所地を有する者として申請する者
住所地を疎明する書面（住民票の写し等）

(ｲ)　群馬県内の営業所に所属する警備員として申請する者
当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

注）　群馬県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者は、(ｱ)、(ｲ)いずれの書面も提出不要。

(4)　ｅ－Ｇｏｖ電子申請による審査申請

ア　申請期間
令和９年１月１８日（月）午前９時から１月２２日（金）午後４時までの間
なお、提出期間外になされた申請は無効とする。

イ　申請先及び提出書類
前記(2)、(3)に同じ。

ウ　デジタル庁が運営するｅ－Ｇｏｖポータルから、「検定合格者審査の申請の電子申請に関するご案内」を必ず確認し、申請の手続きを行うこと。

7　検定合格者審査手数料の納入時期及び納入方法

審査申請書提出時に、審査手数料４，７００円を群馬県収入証紙により納入すること。
なお、納入した審査手数料については返還しない。

ｅ－Ｇｏｖ電子申請による受講申込みであっても、受講手数料の納付は群馬県収入証紙による納付となることから、

令和９年１月１８日（月）から１月２９日（金）までの午前９時から午後４時までの間

（ただし、土、日曜日及び正午から午後１時までの間を除く。）
に事前申込みで選択した場所において納付すること。

8　検定合格者審査の実施に関し必要な事項

(1)　旧合格証、筆記用具を必ず持参すること。
なお、旧合格証を持参しない者については、原則として受験させない。

(2)　審査当日は、受付時間内に審査会場において受付をすること。
なお、遅刻した者については、原則として受験させない。

(3)　審査（学科試験及び実技試験）の合否発表は、それぞれの試験終了後に審査会場で行う。
合格者に対しては、実技試験の合否発表後に成績証明書を交付する。